

第74回大阪市港湾審議会議事録

令和6年2月5日

大阪港湾局

目 次

1	開催日時	1
2	開催場所	1
3	審議会次第	1
4	出席委員	2
5	審議経過	3

附属資料

1	諮問書	23
2	答申書	25

1 開催日時

令和6年2月5日（月）

開会 14時00分

閉会 14時50分

2 開催場所

大阪市北区中之島1-3-20

大阪市役所本庁舎 地下1階 第11共通会議室

3 審議会次第

(1) 開会の辞

(2) 委員紹介

(3) 挨拶

(4) 議事

大阪港港湾計画の一部変更について

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

(5) 閉会の辞

4 出席委員

田中 康仁	流通科学大学教授
今西 珠美	流通科学大学教授
吉田 長裕	大阪公立大学准教授
酒出 昌寿	水産大学校准教授
松尾 俊彦	大阪商業大学教授
松島 格也	京都大学特定教授
清水 苗穂子	阪南大学教授
清水 陽子	関西学院大学教授
紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院准教授
清水 悦郎	東京海洋大学教授
森山 よしひさ	大阪市会建設港湾委員長
石川 博紀	大阪市会建設港湾副委員長
わしみ 慎一	大阪市会建設港湾副委員長
井内 摂男	大阪商工会議所専務理事
柴山 恒晴	大阪倉庫協会会長
梯 浩之	大阪船主会副会長
西 豊樹	大阪港運協会会長
佐藤 宗昭	全日本海員組合大阪支部支部長
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長
望月 誠	大阪湾水先区水先人会会長
代 居初 康生	財務省大阪税関総務部企画調整室長
代 佃 千加	国土交通省近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長
代 大谷 晃正	国土交通省近畿運輸局海事振興部長
伊藤 卓郎	大阪海上保安監部長
代 井上 洋之	大阪府都市整備部河川室河川整備課参事

5 審議経過

開 会 14時00分

○松本総務課長 大変お待たせいたしました。

本日は御多忙の中、第74回大阪市港湾審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、本市港湾行政に対し御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。私は、本日の進行役を務めます大阪港湾局総務課長の松本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

現在、委員総数28名中、25名の御出席で、大阪市港湾審議会条例第5条に定める定足数に達しておりますので、ただいまから第74回大阪市港湾審議会を開催いたします。

開催に当たり、皆様にお願がございます。

携帯電話は、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

なお、オンラインにて御出席をいただいております方におかれましては、カメラをオン、発言時以外マイクをオフとし、発言の際には挙手機能を御利用いただきますようお願いいたします。

本審議会は、大阪市港湾審議会公開基準に基づき、公開といたします。また、本日の審議会の議事内容につきましては、後日、本市ホームページで公開いたしますので、よろしくお願いたします。

なお、審議の開始までは報道関係者のカメラ取材を認めましたことをあらかじめ御了承ください。

審議に入ります前に、委員の方々を御紹介させていただきます。

流通科学大学教授、田中委員にオンラインにて御出席をいただいております。

○田中委員 田中です。よろしくお願いたします。

○松本総務課長 流通科学大学教授、今西委員でございます。

○今西委員 今西です。どうぞよろしくお願いたします。

○松本総務課長 大阪公立大学准教授、吉田委員にオンラインにて御出席をいただいております。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願いたします。

- 松本総務課長 水産大学校准教授、酒出委員でございます。
- 酒出委員 酒出です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪商業大学教授、松尾委員でございます。
- 松尾委員 松尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 京都大学特定教授、松島委員でございます。
- 松島委員 松島でございます。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 阪南大学教授、清水苗穂子委員でございます。
- 清水（苗）委員 清水苗穂子です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 関西学院大学教授、清水陽子委員でございます。
- 清水（陽）委員 清水陽子です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 兵庫県立大学大学院准教授、紅谷委員にオンラインにて御出席いただいております。
- 紅谷委員 紅谷です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 東京海洋大学教授、清水悦郎委員にオンラインにて御出席いただいております。
- 清水委員 清水です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪市会建設港湾委員長、森山委員でございます。
- 森山委員 森山です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪市会建設港湾副委員長、石川委員でございます。
- 石川委員 石川博紀です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪市会建設港湾副委員長、わしみ委員でございます。
- わしみ委員 わしみです。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪商工会議所専務理事、井内委員でございます。
- 井内委員 井内でございます。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪倉庫協会会長、柴山委員でございます。
- 柴山委員 柴山です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪船主会副会長、梯委員でございます。
- 梯委員 梯です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪港運協会会長、西委員でございます。
- 西委員 西です。よろしくお願いいたします。

- 松本総務課長 全日本海員組合大阪支部支部長、佐藤委員でございます。
- 佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長、岡委員でございます。
- 岡委員 岡です。よろしく。
- 松本総務課長 大阪湾水先区水先人会会長、望月委員にオンラインにて御出席いただいております。
- 望月委員 望月でございます。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 財務省大阪税関長、大内委員の代理といたしまして、大阪税関総務部企画調整室長、居初様に御出席いただいております。
- 居初総務部企画調整室長 大阪税関、大内の代理で参りました居初でございます。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 国土交通省近畿地方整備局長、見坂委員の代理といたしまして、近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長、佃様に御出席いただいております。
- 佃港湾・空港整備事務所長 見坂の代理の佃でございます。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 国土交通省近畿運輸局長、日笠委員の代理といたしまして、海事振興部長、大谷様に御出席いただいております。
- 大谷海事振興部長 日笠の代理の大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪海上保安監部長、伊藤委員でございます。
- 伊藤委員 伊藤です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪府都市整備部長、谷口委員の代理といたしまして、都市整備部河川室河川整備課参事、井上様に御出席いただいております。
- 井上河川整備課参事 谷口の代理、井上です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 なお、同志社大学の黒坂委員、大阪港振興協会会長の徳平委員、大阪港湾労働組合協議会議長の小嶋委員につきましては、残念ながら本日は御欠席でございます。

なお、井内委員におかれましては、次の御予定があるため、14時40分過ぎに途中退席される御予定でございます。

委員の皆様の御紹介は以上でございます。

次に、第74回大阪市港湾審議会の開催に当たりまして、大阪港湾局長の丸山より御挨拶申し上げます。

○丸山港湾局長 改めまして、大阪港湾局長の丸山でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、今日は足元も悪く非常に寒い中、第74回大阪市港湾審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素より本市の港湾行政に対しまして多大なる御協力、御尽力を賜っておりますこと、深く御礼申し上げます。ありがとうございます。

冒頭、本年元日に発生しました令和6年能登半島地震におきましてお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

大阪市では、発災直後から人命救助をはじめとして、物資の輸送、上下水の復旧、ごみの収集、被災された方への住宅の提供やお子さんの学校への受入れ、あるいは危険な建物の判定等、様々な場面で被災地の支援、復興に向けて取り組んでいるところでございます。また、港湾もこれからそういった復興支援に向けてお手伝いする場面が出てくると思っております。市長からも、まずは被災地の復旧・復興に向けて全力で取り組むようにという指示があり、また、南海トラフ地震を念頭に、防災というのは他人事ではないということもございまして、今回の地震をしっかりと自分たちのこととして捉えるようにという指示がございまして、港湾におきましても、やはり災害時の役割というのは非常に大きいと思っておりますので、防災機能の強化については改めてしっかりと取り組まなければならないと思っております。

昨年2023年の大阪港につきましては、貨物につきましては非常に厳しい1年でございました。大阪港は輸入が多い港でございますので、円安が進みますと貨物的には非常に厳しいということもございまして、昨年の取扱量は7年ぶりに200万TEUを下回り、マイナス約8%という結果になってしまいました。ただその中でも、港湾の役割というのは、市民生活、それから経済産業活動を支えるという、大きな役割は変わっていないと思っておりますので、国際コンテナ戦略港湾政策の中で、集貨、創貨、競争力強化の3本柱の取組みをしっかりと行っていきたいと思っております。

一方で、少し明るいニュースといたしまして、コロナが昨年の5月に2類から5類に変わったことを受けて、今もそうですけれども、インバウンドの方が大勢来られておりますし、旅客という面では外航クルーズ船が昨年の3月から再開されまして、まだ過去最高を

上回るところまではいっておりませんが、今年2024年は、もう予約としては74隻という過去最高を上回るような数字をいただいておりますし、万博がございます2025年はさらに上回る98隻の予約をいただいていることもございまして、そういったにぎわいの復活という点では非常に明るい兆しが見えてきているのかなと思っております。

また一方で、国際的には大阪港がこれからも引き続き選ばれる港であり続けるために、カーボンニュートラルポートの実現、脱炭素化の取組というのをしっかりと実施していかなければ、荷主あるいは船会社から選ばれる港にはならないと思っております。これについては、今年1月からも環境に配慮したプログラムに参加してございますし、それから、現在はパブリックコメントの実施中でございますが、今年の3月に脱炭素化推進計画を取りまとめる予定にしてございまして、脱炭素化への取組というのもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

今年2024年は、来年の2025年万博の準備に向けた非常に重要な年と思っております。工事が少し遅れているということも報道されているところでございますので、2024年後半にはかなり工事が集中するのではないかという話もございます。その中で、しっかりと物流機能を維持して、物流に影響が出ないような形で、ハード整備、それからソフト面も含めてしっかり対策を取って、万博と、それから国際コンテナ戦略港湾としての大阪港の機能維持というのをしっかりと両立させていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

本日は、大阪港港湾計画の一部変更と、港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定という2つについて諮問させていただきます。活発な御議論、御意見等を頂戴できればと思っておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

○松本総務課長　それでは、ここでお手元にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

まず、次第でございます。次に、大阪市港湾審議会委員名簿でございます。本日の配席表でございます。次に、右肩に資料1と書いております「大阪港港湾計画の一部変更について（案）」の説明資料でございます。資料2といたしまして、「大阪港港湾計画書（案）」でございます。資料3といたしまして、「大阪港港湾計画資料（案）」でございます。資料4といたしまして、「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）」の説明資料でございます。資料5といたしまして、「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）」でございます。また、参考資料といたしまして、「大阪市港湾審議会条例」「大阪市

港湾審議会運営要綱」「港湾環境整備負担金制度について」、来場されています方のお手元には、ほかに「大阪港案内」「PORTS of OSAKA」でございます。

お手元の資料の不足等はありませんでしょうか。不足がございましたら事務局まで申しつけてください。

それでは、以後の議事進行につきましては、松尾会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○松尾会長　それでは、議案の審議に入ります前に、大阪市港湾審議会運営要綱第8条の規定によりまして、本日の議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者につきましては、清水苗穂子委員と清水陽子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、次第に沿いまして議事に入りたいと思います。

本日の審議案件は2件でございます。1件目は、港湾法第3条の3に基づき、令和6年1月18日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項、大阪港港湾計画の一部変更についてです。2件目は、港湾法第43条の5及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条に基づき、令和6年1月18日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定についてでございます。

まず初めに、本日の審議案件につきまして、1月19日に開催いたしました本審議会幹事会の結果について、大阪港湾局の望戸総務部長から報告をお願いいたします。

○望戸総務部長　総務部長の望戸でございます。

去る1月19日、大阪港湾局会議室におきまして、大阪市港湾審議会幹事会を開催いたしました。本日の審議会で御審議いただきます大阪港港湾計画の一部変更及び港湾環境整備負担金負担対象工事の指定の案につきましては、異議なしという結論を得ております。

以上、御報告申し上げます。

○松尾会長　ありがとうございました。

それでは、大阪港港湾計画の一部変更について、港湾管理者より説明をお願いいたします。

○田中計画課長　大阪港湾局計画整備部計画課長、田中でございます。よろしくお願いたします。

座って説明をさせていただきます。

お手元の資料の資料1から資料3が本件に関連する資料でございます。資料1にて全体

を説明させていただきたいと思います。

資料1を御覧いただけますでしょうか。

めくっていただきまして、冒頭、まず1ページ目でございます。港湾計画の種類ということで、まず初めに港湾計画について若干説明をさせていただきたいと思います。

港湾計画とは、港湾法第3条の3に規定される法定計画でございます。港湾空間におきまして、開発、利用及び保全を行うに当たっての指針となる基本的な計画でございます。

今回変更する内容は、資料中の赤囲みをしてございます一部変更に該当するものでございます。

そのほか、港湾計画の変更には、10年に一度をめぐりに行う全体的な改訂というものと、一部変更には満たないような軽易な変更と、3つの区分がございます。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。今回の一部変更について説明をさせていただきます。

港湾法の施行規則によりまして、次に掲げるような変更を伴う場合は一部変更という取扱いということで規定がございます。今回でいいますと、係留施設のうち直轄工事（国）の事業対象となる施設で、外国貿易船を係留する水深マイナス12メートル以上の岸壁について変更を行うことから、一部変更に該当するというところでございます。

続きまして、3ページ目でございます。大阪港の港湾計画図に今回の諮問事項となる内容とその場所を示させていただいております。

諮問事項としましては、4つの計画に関わるものがございます。公共埠頭計画、水域施設計画、土地造成計画及び土地利用計画、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設の変更という、この4つに該当するものでございます。赤丸にてお示ししているとおり、南港地区の南東側、今後埋立を行っていく範囲に当たる部分でございます。この範囲における土地利用計画や岸壁等について変更を行うものでございます。

続きまして、4ページ目でございますとおり、港湾計画の変更理由でございます。臨海部におきまして、大規模物流用地の需要が大変高まってきてございます。それに対応しなければならぬということと、さらには効率的な貨物の取扱いを大阪港としてやっていかなければいけないということ、そういった面から、公共埠頭計画及び土地造成・土地利用計画を変更するものでございます。これらの変更に伴いまして、水域施設等の変更がございますので、それらもまとめて変更させていただきたいと思っております。

左側に位置図を載せていまして、右側に現況の航空写真を載せてございます。赤で着色している部分が今回の計画変更の対象となる地区でございます。航空写真を見ていただいたらお分かりのとおり、現在は水面でございまして、今後水面を埋め立てて土地を造成をし、一部岸壁を造りながら背後の土地利用を行っていく範囲が、今回港湾計画の変更箇所でございます。

めくっていただきまして、具体的な変更内容についてでございますが、5ページにございます。

まずは公共埠頭計画の変更と水域施設計画の変更でございます。左側にこれまでの計画を示した既定計画、右側に今回変更する内容を示した変更計画を記載してございます。

左下を御覧いただきまして、まず公共埠頭計画について、これは外貿一般貨物埠頭計画ということで、コンテナではなく一般の外国貿易貨物を扱う埠頭の計画でございますけれども、図にもございますが、NH1、NH2、この2つの係留施設を計画してございました。具体的には、それぞれマイナス13メートル、マイナス12メートルの水深を有する岸壁でございます。この公共埠頭計画につきまして、変更計画に記載のとおり、今回、NH2の岸壁の計画を削除させていただきたいと思っております。

さらに、水域施設計画でございます。これは、船が安全に航行するために一定水深を確保するための水域施設をまとめて泊地や航路・泊地という形で表現をさせていただいております。この水域施設計画につきましても、NH2の岸壁の削除に合わせまして、マイナス12メートルに該当する部分のそれぞれ泊地及び航路・泊地の計画を削除するという内容でございます。

次に6ページの土地利用計画等の変更についてでございます。

既定計画にございますとおり、NH2の下でございすけれども、既定計画では埠頭用地5.1ヘクタールというところが赤字であると思っております。この部分につきまして、水際線の岸壁の削除に合わせまして、背後の土地利用についても、変更計画の港湾計画図にございますとおり、港湾関連用地5.1ヘクタールに変えさせていただきたいと思っております。その変更内容について、土地造成計画並びに土地利用計画の表に示しているとおり、それぞれ埠頭用地と港湾関連用地の面積の増減で表現をしております。

並びに、水深12メートルの岸壁削除を含めたこれらの施設につきましては、国の直轄事業で工事を行うことができる国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設にも位置づけられてございますので、該当するNH2岸壁、泊地、航

路・泊地について、今回、その施設から削除または変更をさせていただくというところがございます。

以上が変更の内容でございます。

次に7ページ目でございますが、改めまして既定計画について説明をさせていただきたいと思っております。

南港東の埋立計画でございますけれども、もともと平成9年の3月に港湾計画の全体的な改訂をしたときに、金属類等を取り扱う岸壁として位置づけをさせていただいたというところがございます。近年、直近でいいますと平成31年にも同じように港湾計画の改訂を行ってまして、その際には、南港東におきまして鋼材と金属くずの取扱いを計画してございます。

資料中に表で簡単にまとめてございますけれども、直近の改訂で、外貿一般貨物埠頭、延長、水深とも先ほど述べたような計画をさせていただいております。平成31年改訂時に、鋼材は近畿の鉄鋼業出荷の増加等、金属くずは東南アジアへの需要増加等が見込まれるということで、それぞれ取扱貨物量の増加を見込んでいたものでございます。

平成31年以降の状況でございますけれども、8ページで今回の変更に至った背景について触れさせていただきたいと思っております。

南港東付近の大規模物流用地の需要でございますけれども、そもそも大阪港では背後圏で消費される輸入貨物の取扱いが多くございます。そのため、貨物を荷揚げする埠頭近傍に貨物の仕分や流通加工・保管機能を持つ物流拠点的形成することにより、大阪港全体として物流の効率化が図られると認識してございます。

その上で南港東地区の立地を見ますと、周辺に工場や倉庫が立地しているエリアであるほか、阪神高速湾岸線の出入口である南港中出入口もしくは南港南出入口に大変近い立地でございます。また、大阪メトロのフェリーターミナル駅が近くにあります。そういった点から、事業者にとっても従業員の確保の面から大変優れた立地特性を有しているエリアでございます。

また、近傍の第6貯木場跡地というところがございまして、これは図の南港東で赤囲みをしているエリアのちょうど南側の埋立地でございますけれども、そこにつきましても昨今の物流用地の需要から、令和4年に予定価格をはるかに上回る価格で落札されるということもあって、物流用地の需要を改めて認識したところでございます。

今後も、国内外の物販分野等でインターネット通販の増加に伴いまして、貨物の小口化

もしくは多頻度化が進んでいるということ、また、冷蔵・冷凍貨物の需要の増加というの
も一定見込めるということ、さらには、大阪港の倉庫の老朽化が進んでございまして、そ
の既存の施設の建て替え需要ということもございまして、これらの需要というのは、こ
れは埋立ても伴いますので供用開始は大分先になりますけど、大規模物流用地の需要とし
て長期にわたって継続すると見込んでいるところでございます。

続きまして、9ページでございまして。

岸壁を削除する計画に対応して、岸壁に張り付ける貨物量の見直しを行ってございまして。
平成31年の計画改訂以後、舞洲地区の北港白津岸壁周辺では鋼材を扱う倉庫の立地が進
んでございます。具体的に申し上げますと、※印の1で書いてございます北港白津岸壁に
おきまして、この荷さばき地で事業者様が鋼材を取扱う倉庫を今現在建設中でござい
ます。さらに、※印の2でございまして、その背後にも令和3年度に鋼材を取り扱う倉庫が既
に開設されているという状況で、舞洲地区での鋼材需要というのが顕在化してきている状
況でございまして。このような背景がございまして、南港東岸壁で扱う計画としていた鋼材
の一部、数量としまして16万トンでございまして、それを北港白津岸壁にシフトさせ
ていただくということで、背後の倉庫機能と併せて物流の効率化を図れるものと考えてご
ざいまして。

具体的には、資料の下半分に表で整理をしておりますけれども、既定計画にて南港東で
扱う予定をしていた鋼材38万1,000トン、これを変更計画におきましては22万1,
000トンに、逆に北港白津岸壁におきましては、鋼材2万4,000トンを18万4,0
00トンに増加させていただきたいと考えてございまして。

最後に10ページでございまして、環境への影響と評価ということで、環境局とも
事前に協議をしながら、主に大気質と騒音、振動について、それぞれ環境への影響につい
て記載をさせていただいております。

まず、大気質でございまして、既定計画で定められております大阪港の全体貨物量
に変更はないということ、および利用船舶の総量も増加しないということですので、船舶
から発生する大気汚染物質の総量に変更はないというところでございまして。また、土地利
用計画を埠頭用地から港湾関連用地へ一部変更することになりますが、これに伴って発生
するNO_xの排出量は、増加はいたしますけど、大阪港全体からすると軽微なものという認識
でございまして。

また、騒音、振動につきましても、南港東における岸壁の計画削除、あと、埠頭用地か

ら港湾関連用地への土地利用の変更、さらには舞洲地区での取扱貨物量の増加等で、大型車の交通量が一定増加するものの、大阪港全体の将来交通量から見ますと微々たるものということで認識をさせていただきます。

そういったところから、今回計画が環境に及ぼす影響は軽微であると評価をさせていただいているというところでございます。

今後の流れでございますが、すでにパブリックコメントを実施させていただきまして、今回、港湾管理者の計画の案という形でこの審議会に諮問をさせていただいているという状況でございます。今回答申をいただければ、その後国土交通大臣の計画案として、3月に国のほうで交通政策審議会港湾分科会が開催されまして、そこで改めて諮問がなされる予定というところでございます。そこで認められれば、令和6年4月をめどに港湾計画の概要の公示をもちまして港湾計画の効力を発揮するというような状況になります。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○松尾会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。オンラインで御参加いただいている委員の皆様につきましては、画面上部ツールバーにありますリアクションと書かれた項目をクリックいただき、手のひらマークを選択していただいで知らせてください。事務局から御指名させていただきますので、画面上のマイクをオンにして御発言をお願いいたします。

それでは、委員の皆様、何か御質問、御意見ありましたらよろしく申し上げます。

○酒出委員　水産大学の酒出です。資料の説明、どうもありがとうございました。

御説明していただいたパワーポイントの資料の5ページ目で、これは質問というか確認ですけれども、岸壁について当初はNHの1番とNHの2番との2バースの計画ということだったものが、このたびの変更案ということで、NHの1番だけの岸壁ということになったと伺いました。それで、念のための確認ですけれども、NHの1番の当初想定している着岸可能な最大船型の変更はないのでしょうか。それともう1点、岸壁前面の航路・泊地が、NHの2番の岸壁が計画から削除されたことで面積が若干狭くなっております。これによって、NH1の岸壁に着く最大船型の船舶が離着岸を行う際の回頭水域が港湾の技術基準を満たしているかどうかの念のための確認をしたいのですが、お願いできますか。

○田中計画課長　計画課長、田中でございます。ご質問ありがとうございます。

まず、1点目のNH1の対象船舶でございますが、従来どおり変更はございません。

2点目の航路・泊地の面積の件ですけれども、NH2の岸壁の削除に伴い航路・泊地の面積を減らしてございますが、NH1の最大船型の対象船舶に対して必要な回頭水域を確保しているかどうか検証した資料がございますので、画面に映させていただきます。

改めて、画面をご確認いただくと、航路・泊地は面積を減らしているものの、主に12メートルの水深の部分だけ減らしてございますので、13メートルの水深が必要なエリアというのは、最大船型の対象船舶を含めて確保しているというところでございます。なお、現地においても、左上がちょうどコンテナ埠頭の先端になるのですが、そこに黄色の明示灯がございまして、そことNH1の岸壁の左端を結ぶことで、現場でも水域のどこまでが水深13メートルなのか、分かりやすい状況となるよう設定しておりますので、航行安全上問題ないと考えてございます。

以上でございます。

○酒出委員 了解しました。ありがとうございます。

以上です。

○松尾会長 その他、ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

オンラインで御参加の委員の皆さん、どうでしょうか。御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御意見、御質問もございませんようですので、答申についてお諮りしたいと思います。

大阪港港湾計画の一部変更について、原案のとおり適当であると答申を行うことで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松尾会長 御異議ございませんので、原案のとおり適当であると答申を行うことといたします。

それでは、続きまして、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、港湾管理者より説明をお願いいたします。

○針原工務課長 大阪港湾局計画整備部で工務課長をしています針原といいます。よろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

資料について、資料の4と5がありますが、資料4のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1 ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、本制度の概要について説明させていただきたいと思っております。

この港湾環境整備負担金制度は、港湾管理者が実施する港湾の環境の整備及び保全に資する港湾工事について、その費用の一部を臨港地区及び港湾区域内に立地する工場または事業場で敷地面積が1 万平方メートル以上を有する事業者にご負担いただくというものでございまして、昭和48年の港湾法改正により創設された制度となっております。大阪市では、昭和55年1月の第6回大阪市港湾審議会の答申を得て、昭和55年4月1日より大阪市港湾環境整備負担金条例を施行しているところでございます。

(1)の負担対象工事につきましては、陸域におけます緑地・海浜等の建設改良工事及び維持工事、また、水域の公害汚泥浚渫等の工事、漂流物・沈廃船等の除去清掃工事を対象としているところであります。

2つ目の負担対象事業者につきましては、負担対象工事の完了日、令和5年3月31日時点で、臨港地区及び港湾区域内におきまして、工場、事業場などの敷地面積の合計が1万平方メートル以上ある事業者を対象とさせていただいております。

続きまして、2ページになります。3番の負担割合ですが、原則2分の1としておりますが、工事の内容等に応じまして、対象事業者の過度な負担とならないように、工事の種類、規模などを考慮し、2分の1から32分の1の範囲内で定めているところでございます。

(4)の各事業者の負担額につきましては、それぞれの事業者の敷地面積割合に応じて徴収するものとしております。

5番目の負担金の算定でございしますが、負担対象工事に要した費用に先ほど申し上げた負担割合を掛けまして、さらに、負担区域内にある事業場等の全敷地面積等の合計に対する負担対象事業者の敷地面積の割合を掛けたものが負担金の額となりまして、下段で示しています負担金の算定式のとおりでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

6番目の負担金の徴収でございしますが、港湾環境整備負担金の徴収までの手続を示しております。負担対象工事となります港湾工事が完了した後、市長が負担対象工事を指定することとなっておりますが、条例により、あらかじめ大阪市港湾審議会の意見を聴取するということになっております。港湾審議会で審議、答申をいただいた後に、条例により負担対象工事の指定の告示を行いまして、負担対象事業者の方々に負担金の額の確定通知を

行っていくところであります。その後、対象事業者の方々には、指定された期日までに負担金を納付していただくという流れになっております。

なお、お手元の資料で、「港湾環境整備負担金制度について」という参考資料を添付していますので、また後ほど御参照いただければと思っております。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思っております。

港湾審議会への諮問事項であります港湾環境整備負担金負担対象工事の指定についてです。

上段の港湾審議会への諮問につきましては、昨年度に本市が実施しました負担対象工事の指定を行うに当たり、条例第9条第2号の規定により、あらかじめ港湾審議会の御意見を伺うというものです。

次に、下段の諮問内容でございますが、条例第2条第2項に規定されている負担対象工事の指定において告示をする項目であり、1番から8番までありますが、工事の種類、名称、実施場所、完了日、工事に要した費用、負担区域、負担割合、負担区域内の事業場敷地面積の合計の計8項目となっております。

続きまして、5ページをめくっていただきたいと思っております。

これらについてまとめたものがこの表となっております、先ほど言いました8項目をこの一覧表の1行目に示しているところであります。

まず、一番左側の項目、工事の種類を見ていただきますと、種類は4種類ありますが、一番上の港湾環境整備施設の建設又は改良の工事は今回実施しておりませんので、その下の3種類について説明をさせていただきます。

2段目の港湾環境整備施設の維持の工事について、工事の名称は臨港緑地の維持工事としているところです。臨港緑地につきましては、在来臨海部にある比較的小規模な緑地である此花区、港区、大正区、住之江区の臨港緑地17か所と緑道と、それ以外の比較的大規模な緑地であります此花区の舞洲、常吉西の緑地、住之江区のコスモスクエア海浜緑地等の2つに分けて、それぞれの負担割合を設定しているところであります。

上段の臨港地区の緑地につきましては、工事の費用は1億3,569万9,000円で、負担割合としては2分の1としております。下段は、コスモスクエア海浜緑地等の大規模な緑地であり、工事費は4億1,608万2,000円で、市外からの利用者が多い緑地ということもありまして、負担割合を16分の1に軽減しているところでございます。これらの緑地の維持工事についての負担区域は大阪港臨港地区で、負担区域内の事業場等敷地

面積の合計は1,625万7,000平方メートルとなっております。

以上が陸域の工事となっております。

続きまして、工事の種類3段目になります港湾における汚泥、その他公害の原因となる物質排除その他の処理のための工事についてですが、工事の名称は公害汚泥排除工事としております。工事に要した費用は5億2,395万8,000円となっております。負担割合は32分の1としております。これは、汚染の直接の原因者が特定できていないということもあり、臨海部に立地する事業者には最低限の負担割合ということで32分の1と設定しているところであります。

続きまして、工事の種類4段目にあります漂流物の除去、その他の清掃のための工事についてですが、工事の名称は港内清掃及び沈没船処理工事であり、工事に要した費用は2,040万2,000円となっております。負担割合は2分の1としております。これら水域の工事につきましては、実施場所は大阪港港湾区域内でして、負担区域は大阪港港湾区域と大阪港臨港地区になっており、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,729万4,000平方メートルとなっております。

工事に要した費用の合計は、最下段に示しますとおり10億9,614万1,000円となっております。

次に、6ページ以降は、昨年度に実施した工事の具体的な内容について、場所と併せてお示しをしております。

まず、6ページは臨港緑地の維持工事について記載しております。先ほど言いましたとおり、2つの区分の緑地がありまして、1に示します在来臨海部の緑地につきましては1億3,569万9,000円となっております。2に示します常吉西やコスモスクエア等大規模な緑地については4億1,608万2,000円となっております。

写真にもありますが、港区の中央突堤の臨港緑地につきましては、前面の手すりの更新工事等、右側の咲洲キャナルでは、湧水が湧き出るということでもありますので、側溝等を設置するような工事を実施しているところであります。

続きまして、7ページを見ていただきたいと思います。

公害汚泥の工事としましては、大阪港港湾区域内の木津川や福町堀の公害汚泥を除去し、その費用を5億2,395万8,000円ということで示しております。また、港内清掃につきましては、港湾区域内において2,040万2,000円を実施していることを示したものです。写真のとおり、上図は浚渫船による底質汚泥の除去状況でありまして、下図は

清掃船によりまず港内清掃の写真ということになっております。

最後に8ページを見ていただきたいのですが、これらの工事場所が分かるように示したものとなっております。緑地につきましては、先ほど申し上げたとおり2つの区分がありまして、図上で緑色のハッチをつけている箇所の負担割合が16分の1の工事ということで、それ以外の緑地につきましては2分の1ということになっております。

なお、本制度の発足以来、御負担いただく事業者の皆様方の御意見をいただくということで、各業界団体の代表者の皆様方には事前に説明をしております。本年度につきましても、令和5年11月29日に説明を行い、皆様方には御理解をいただいているところとなっております。

港湾環境整備負担金について説明は以上となります。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○松尾会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。オンラインで御参加いただいている委員の皆様につきましては、先ほども申しましたが、画面上部ツールバーにありますリアクションと書かれました項目をクリックいただき、手のひらのマークを選択してください。事務局から御指名させていただきますので、画面上のマイクをオンにして御発言をお願いしたいと思います。

それでは、御意見、御質問を受け付けますが、いかがでしょうか。

○松島委員　　松島でございます。御説明ありがとうございました。

公害汚泥の排除工事についてお尋ねしたいと思います。

今回お話いただいたのは、そのうちの木津川、福町堀の部分で5億2,000万ということですが、恐らく港湾区域全体で汚泥の排除というのは計画的にやられているのだろうと思うのですが、港湾区域はかなり広くございますので、どの程度かけて1周するといいますか、大体何年に1回など、そういった計画は立てられているのかというお話をお聞かせいただきたいと思います。それについて、特段問題が生じていないかどうかについても確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○針原工務課長　　工務課長をしています針原といいます。

御質問いただいた件についてですが、公害浚渫は、対象としているのがダイオキシンとPCBということもありまして、まだ大阪港内には様々な濃度の汚染物質が埋まっており、それを計画的に撤去はしていったところではありますが、令和5年度は5億円程度要し

たということもあり、今後もかなり費用を要することになっております。その予算確保が課題となっております。現時点で何年度までというところは明確にはお示しできないところではあります。大阪港湾局としては、予算を確保し着実に除去を進めているところでございまして、その工程が示せるようになれば、提示はさせていただきたいと思いますが、現時点で、明確な時期は提示できない状況となっております。

○松尾会長 松島委員、どうでしょう。

○松島委員 予算の都合というのはよく分かるところですが、全体として問題がないかというモニタリングですとか、それに応じて、今回、例えば何か問題があった場合には特別に対応されるとか、そういったのを含めて全体的な計画というのは立てられているのでしょうか。

○針原工務課長 モニタリングということでは、本市環境局でも水質等は監視をしているほか、大阪港湾局においても、工事を実施する際には、濃度等を把握しながら水中で拡散がないかどうかということを確認しながら工事を進めており、影響がないかどうか確認しているところです。定期的な管理ということは、先ほども言いましたが、環境局による水質監視を実施しております。

○松尾会長 いかがでしょうか。

○松島委員 ぜひ長期的な視点を持っていただいて、問題がないかを見ながら着実に進めていただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○松尾会長 そのほか、御意見、御質問ございませんでしょうか。どうでしょう。

清水先生、どうぞ。

○清水（陽）委員 関西学院の清水と申します。よろしく願いいたします。

先ほどの御指摘に少し近いのですが、私のほうからは緑地について少しお聞かせいただきたいと思います。私は、大阪市のみどりのまちづくりの審議会に関わらせていただいております。やはり緑地と水面というものはグリーンとブルーという形で共存すべきところではないかというような話も最近は出てきております。そういう意味では、この緑地帯というものは、単に緑を置けばいいというだけではなくて、景観であったり、そういったものにも非常に寄与するのではないかなと思って見せていただいていたと思います。同じように、こちらに港湾局が行う緑地帯、その全体的な整備計画というようなものをお持ちで順番にやっておられるのかということと、この緑地の整備というところに関して、景観であったり、

そういったところへの配慮はどのようにお考えなのかということを少し教えていただければと思います。

○田中計画課長 計画課長、田中でございます。

1点目の緑地の整備計画でございますけれども、港湾計画に緑地計画を位置づけてございます。計画に沿って工事を行っているところですが、どうしても港湾施設の改良や、老朽化対策とか、そういったものに予算を重点的に配分していることもあって、近年はなかなか緑地の新規整備というのは計画どおりには進められていないというのが現状でございます。ただ、近い将来で言いますと、夢洲の北側に計画している緑地については、将来IRが開業される時期を見計らいながら、整備を新たに進めていくことになろうかと考えております。

また、景観への配慮についてですけれども、緑地のデザインに当たって景観の委員会を立ち上げるなど現状できてございませんけれども、計画に当たっては、特に背後の土地利用との一体性というものが大変重要だと思いますので、その観点からもいろいろ各関係事業者と相談しながら計画をつくっていききたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○松尾会長 清水委員、どうでしょう。よろしゅうございますか。

○清水（陽）委員 はい、ありがとうございます。ぜひ公園管理の部署とも連携して、大阪の水辺空間がよりよく魅力的になっていけばいいと思っておりますので、ぜひ様々な部署と連携していただいて魅力的につくっていただければと思います。ありがとうございます。

○松尾会長 そのほか、どうでしょうか。

オンラインで御参加の委員の皆さん、いかがでしょうか。

対面で御参加の委員の皆様、よろしゅうございますか。

それでは、御意見、御質問もございませんようですので、答申についてお諮りしたいと思います。

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、原案のとおり適当であると答申を行うことで御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松尾会長 御異議ございませんので、原案のとおり適当であると答申を行うことといたします。

以上をもちまして本日の議事については終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

○松本総務課長　　ありがとうございました。

それでは、これもちまして第74回大阪市港湾審議会を終了いたします。

本日は御多忙のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございました。

閉　　会　　14時50分

大阪市港湾審議会 会長 松尾 俊彦 印

大阪市港湾審議会 委員 清水 苗穂子 印

大阪市港湾審議会 委員 清水 陽子 印

付属資料

1 諮問書

大大阪港第2002号

令和6年1月18日

大阪市港湾審議会

会長 松尾 俊彦 様

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸

大阪港港湾計画―一部変更―について（諮問）

標題について、港湾法第3条の3第3項の規定に基づき、別紙の内容について諮問します。

※ 別紙 大阪港港湾計画書（案）及び大阪港港湾計画資料（案）については省略

大大阪港第1993号
令和6年1月18日

大阪市港湾審議会
会長 松尾 俊彦 様

大阪港港湾管理者 大阪市
代表者 大阪市長 横山 英幸

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（諮問）

標題について、港湾法第43条の5第2項及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条第2号の規定に基づき、別紙の内容について諮問します。

※ 別紙 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）は省略

2 答申書

大港湾審第4号

令和6年2月5日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸 様

大阪市港湾審議会

会長 松尾 俊彦

「大阪港港湾計画―一部変更―」及び
「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」について(答申)

令和6年1月18日付け大大阪港第2002号及び令和6年1月18日付け大大阪港第1993号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。